

事 務 連 絡

令和 5 年 2 月 17 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

ビンポセチンの医薬品成分該当性について

今般、大阪府からビンポセチンにかかる疑義照会に対し、別添のとおり回答しましたので、御了知の上、貴管下関係者に周知徹底方よろしく申し上げます。

別添

薬生監麻発 0217 第6号

令和5年2月17日

大阪府健康医療部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律に関する疑義について (回答)

令和4年12月1日付け薬第2443号をもって照会のあった標記の件について、下記
のとおり回答する。

記

貴見のとおりと解する。

薬 第 2 4 4 3 号
令和 4 年 12 月 1 日

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長 様

大阪府健康医療部長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する疑義について（照会）

令和 4 年度大阪府健康食品買上げ検査の検体について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所において試験検査を実施したところ、下記物質を検出しました。

人が経口的に服用する物として、当該物質は、昭和 46 年 6 月 1 日付け薬発第 476 号厚生省薬務局長通知「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」の成分本質の分類上、「専ら医薬品として使用される成分本質」に該当すると判断して差し支えないか照会します。

記

1 名称

ビンポセチン

2 参考情報

別紙のとおり

大阪府健康医療部生活衛生室
薬務課医薬品流通グループ
T E L : 06-6944-7129 (直通)
F A X : 06-6944-6701